

小矢部市商業インキュベータ（令和5年10月1日改定）

改 定 後		現 行	
<p>（使用料） 第10条 使用者は、次の表に定める額（使用期間が1月に満たないときは、日割計算による額）を納付しなければならない。この場合において、当該使用料の額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。</p>		<p>（使用料） 第10条 使用者は、次の表に定める額（使用期間が1月に満たないときは、日割計算による額）を納付しなければならない。この場合において、当該使用料の額に5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。</p>	
種別	金額	種別	金額
ルーム1	月額 <u>17,120円</u>	ルーム1	月額 <u>15,730円</u>
ルーム2	月額 <u>15,360円</u>	ルーム2	月額 <u>13,970円</u>
ルーム3	月額 <u>17,120円</u>	ルーム3	月額 <u>15,730円</u>